

子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針

千葉県はここに「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針」を示します。この指針は、千葉県に生きる子どもたちが、愛され認められて自分を誇りに思えるようになるための、そして、子どもたちとともによりよい千葉県社会を築きあげていくための、よりどころとなるものです。

「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」(日本国憲法第11条)とあるように、基本的人権は、私たちが生きていく社会の将来を担う子どもたちにとっても、欠くことのできない大切な権利です。また、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」(日本国憲法第12条)とあるように、私たち国民の行動が必要であることが述べられています。この指針は、そうした努力の方向性を示すものでもあります。

千葉県次世代育成支援行動計画推進作業部会(平成20年度より行動計画評価・策定作業部会)に設置された「子どもの権利・参画のための研究会」が平成19年度に実施した調査によれば、千葉県に住む多くの子どもがいじめや暴力に苦しんでおり、さまざまな家庭がさまざまな問題を抱えていることがわかります。さらに、自己肯定感の低い子どもが増えていることも明らかになりました。憲法に言われるような自由及び権利が保障されるためには、社会に安心感をもって生きていくことができなければなりません。私たち千葉県民は、安心して幸せに暮らすことのできる社会を希求してやみません。そのためには、自分自身が大切にされることによって、他人(ひと)も大切にすることにつながる、いわば共生社会を築きたいと願っています。それは、大人だけでも子どもだけでも実現できるものではなく、大人と子どもが力を合わせながら、現在及び将来に向けて実現していくものであると考えています。

「千葉県次世代育成支援行動計画」には、「子どもを保護の客体とするのみならず、『子ども市民』と捉える」ことが記載されています。子どもが、安心して子ども時代を過ごし、いきいきと希望を持って、健康に成長することができる社会は、子どもを保護する対象と捉えるだけではなく、子どもが主体となる『子ども市民』を育成していく社会でなければなりません。

千葉県は、この指針の理念を実現するために、子どもが健康であるように環境整備がされること、子どもが虐待や搾取から守られること、子どもが自分らしく成長できるように教育を受けられること、子どもが自分たちに関わる事項について意見を述べる機会が設けられることなど、生存、保護、発達・成長、参画に関する自由及び権利が保障されるように、努力しなければなりません。その実現のためには、子ども自身が参画することができるということを十分に周知すること、大人が子どもに対して持っている責任と役割をしっかりと自覚すること、それらを形成することのできる社会システムをつくり上げることなど、施策の策定と実施が大切であると考えます。

「子どもが大切にされる千葉県をつくるための施策」は、始まったばかりです。今後、多くの議論をへて、県民の中に「子どもを大切にする」ための基本的な理念が位置づいてほしいと考えています。千葉県では、こうした困難を丁寧に乗り越え、一歩ずつ理想に向けて着実に歩んでいきたいと考えています。

第1章 目的

ここに示す「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針」は、千葉県が子どもたちのより豊かでより確かな成長を願い策定したものです。この指針には、次世代育成のために、大人と子どもがどのような立場でどのように関わっていくことが大切であるかという、考え方のよりどころを示しました。この指針に書かれた基本的な考え方を踏まえて、子どもと子どもに関わる大人及び関連諸団体、施設等が、よりよい千葉県社会を築くようにつとめることをねらいとしています。

第2章 千葉県における子どもの実態・意識の現状について

「子どもの権利・参画のための研究会」は、平成19年に、「千葉県子どもの実態・意識調査」を実施し、平成20年12月にその結果を公表しました。調査の目的、方法等については調査結果の「概要版」において、すでに公表されています。

また、研究会では、千葉県中央児童相談所、千葉県警察本部等から、千葉県の子どもの現状について聞き取り調査を行いました。

これらの調査結果から浮かび上がってきている千葉県の子どもの実態と意識について考察をし、そこから以下の課題を明らかにしました。

1. 「千葉県子どもの実態・意識調査」から

(1) 大切にされている子どもたちと、必ずしもそうではない子どもたち

調査によれば、千葉県では7～8割程度の子子どもたちが日々の生活を楽しく過ごしており、「自分が大切にされている」と感じています。多くの子どもたちが良好な気持ちで過ごせ、「自分が守られている」と感じていることが示されています。一方、必ずしも「大切にされていない」実態や「子どもが苦しんでいる」実態も浮かび上がってきています。こうした子どもが少ないながらも存在するということが大きな課題です。

(2) 自分を肯定的に意識することを妨げている大人の暴力

調査の結果から、子どもが「自分が大切にされている」という実感、つまり子どもの自己肯定感や自尊感情を損ねている要因が明らかになりました。その一つは大人からの暴力（なぐる・けるなど）です。大人からの暴力が「よくあった」と答えている子どもは「自分が好き」と答える比率が減少し、「自分が大切にされている」と感じる比率も大きく減少しています。

(3) 「言いたいことを我慢している」子どもたち

子どもの自己肯定感や自尊感情を損ねている二つ目の要因は「言いたいことをがまんすることがよくある」ということです。「言いたいことをがまんすること」が「よくある」と答えた子どもは「自分のことが好き」ではなくなる傾向があり、「大

切にされている」と感じるものが少なくなっています。同じ質問に対する大人の回答は「子どもの意見を聞いている」との回答が子どもより多く、子どもの意識とのズレがあることは一つの課題です。

また、「自分の意見や考えを發表して先生や友だちに認められたとき」「クラスや学校行事・活動などで自分の意見が生かされたとき」「委員会活動などでいっしょに活動するとき」などに「楽しい」と感じる子どもが、年齢が上がるるとともに少なくなっていることは懸念されることです。

(4) いじめに苦しむ子どもたち

子どもの自己肯定感を損ねている三つ目の要因は「いじめ」です。「いじめられたことはない」と答えた子どもは全体の4割強程度で、半数以上の子どもたちが「いじめに遭った」ことを示しています。そして、いじめられたことがある子どもは「自分が大切にされている」という意識が低下し、「自分のことが好きではない」という子どもが増えています。

いじめから自らを守る上で重要なことは、その苦しい事態について「相談できて、助けてくれる人がいる」ことです。いじめを受けた時に友だちが助けになったという子どもが多いことが分かりました。

一方で、年齢が上がるにつれて助けてくれる人が「誰もいない」という回答が増えています。また「つらい気持ちになったとき」に「相談してもしかたないから、相談しなかった」と答えて、助けをあきらめている子どもが1割以上いるということは大きな課題です。

(5) 子ども・大人が「人権」についてあまり知らない現状

子どもが自分を「かけがえのない存在」と意識できるためには、自分が持っている「人権」について知らされていて、理解し、行使できるようになっていることが重要です。子どもの人権についての基準を示した国際条約である「子どもの権利条約」を中学生段階でその存在を約半数以上「知らない」と答えており、高校生段階でも「よく知っている」が16%しかない現状です。大人でも3分の1が「知らない」と答えています。

「子どもの権利条約」を知っている子どもや大人は、「人権」に関する意識が高いと思われる結果が出ており、今後の子どもの施策を立てる上でも考慮すべき結果となっています。

2. 千葉県中央児童相談所への聞き取り調査から

(1) 児童虐待の現状

子どもが大人から暴力を受けたり、適切な養育を受けられない、いわゆる児童虐待が増えています。この10年で千葉県は10倍に増えました。通報への意識の高まりも背景にあります。県内7カ所の児童相談所に寄せられた虐待相談件数は平成19年度で2015件です。平成20年度は前年度より約1.5倍の大幅な増加が

見込まれています。

虐待の内容は、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)などです。全国では毎年数十人の子どもが虐待を受けて死亡していると報告されています。背景には、経済的な貧困、子育ての孤立化、養育力の低下等々が指摘されています。子どもを救出した後の受け皿である乳児院や児童養護施設は、定員一杯になっている状態です。子どもを緊急に保護する児童相談所における一時保護期間は、原則最長で2ヶ月とされていますが、施設が満杯状態で入れない事情を含め、様々な理由で長期化しています。

(2) 10代の妊娠・出産

子どもや親からの相談で、10代の妊娠・出産の相談が増えています。飛び込み出産であったり、子どもが欲しくて産んだが育てられない、また、望まない妊娠・出産も増えています。

(3) 社会的養護を必要とする子どもたち

社会的養護を必要とする子どもが増えています。千葉県では、平成19年度で1859人の子どもが児童福祉施設や里親の下で養育されています。しかもこの数年間毎年増えています。家庭における養育が様々な事情で困難になっていて、家庭や地域で守られていない子どもたちが増えている現状がうかがえます。

3. 千葉県警察本部への聞き取り調査から

(1) 少年非行・犯罪の現状

少年非行は、刑法犯の中では、窃盗犯が最も多い現状です。なかでもオートバイや自転車盗が多く、いわゆる初発型の非行が多くなっています。刑法犯以外では、薬物犯罪、健全育成条例違反、軽犯罪法違反などがあります。薬物犯罪のほとんどが無職少年です。

(2) インターネット関連犯罪

新しい犯罪として登場してきたのがインターネットを使った犯罪で、例えば、犯罪予告や脅しなどです。また、インターネットによって、違法・不法な情報が流れています。その中でも最も多いのが児童買春で、子どもが狙われている現状があります。

4. その他

様々な事情で学校に行けないで苦しんでいる子どもたち、自分で自分を傷つけたり自分で命を絶ってしまう子どもたち、必要な支援を充分受けられないで苦しむ在日外国人の子どもたちや帰国子女、偏見や差別を受けやすい障がいのある子どもたちなど、多くの課題があり、そのための施策が必要となっています。

第3章 子どもたちへ伝えたいこと

子どもたちが『子ども市民』として、千葉県ですこやかに育っていくためには、自分たちのことをきちんと知っておくことが必要です。第3章では、「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針」を子どもたちが理解するために、子どもたちへ伝えたいメッセージをまとめました。

子どもは誰でも、ひとりのかけがえのない人間として誕生しました。そのことを親も周りのひとびとも祝福しています。子どもは、ひとりの人間として尊ばれ、認められ、愛されます。いつでもどこでもどんな状況でも、安全に安心して暮らしながら成長していきます。すべての人がその人らしく幸福に生き、お互いの意見や気持ちを大切にしながら家庭・学校・地域を共につくっていくためには、子どもも大人も一緒に十分話し合っていくことが必要です。そして、子どもは『子ども市民』として、大人と力を合わせ、この社会をつくっていきます。

そこで、次のことが大切にされます。

1. 生きること（生存）

- 生まれたらすぐに届けられ、名前と国籍を持ち、親に大切に育てられること。
- 親が家庭において育てられない時は、親に代わる保護者と家庭に代わる生活の場が得られること。
- 安全な環境において、衣食住が保障され、安心して暮らせること。
- 病気のとき、適切な手当てや医療が受けられること。

2. 守られること（保護）

- どこで生まれても、男でも女でも、何かができなくても、どんな姿でも、その他のようなことでも、他の人と違うという理由で不当な扱いは受けないこと。
- 幼かったり、障がいがあったり、日本語がよく分からない場合など、本人が望む必要な支援を受けられること。
- いつでも、どこでも、どんな状況でも、あらゆる暴力・虐待・いじめ・偏見・差別などから守られ、必要な支援が受けられること。
- つらく困ったことが起きたとき、安心して直接相談できる場所や制度があること。
- からだやこころが傷ついたとき、回復するまで手当てが受けられること。

3. 育つこと（発達・成長）

- 子どもが、一人の人間として社会の一員として成長するために必要で十分な教育を受けられること。
 - ・ 人格やさまざまな能力が豊かに育てられること。
 - ・ 平和や人権の大切さを学べること。
 - ・ 千葉の豊かな自然や人々と触れ合い、県内各地の伝統や文化に親しめること。
 - ・ 自然環境を守り、地球資源を大切にする意識を育てられること。

- 十分に遊び、スポーツ・芸術などを楽しめること。
- 疲れたとき、休息できること。
- 失敗したとしても、何度でもやり直せるようにチャンスや支援を受けられること。
- それぞれの個性や自分らしさが十分に尊重されること。
- プライバシーが尊重され守られること。
- 大人の適切なアドバイスや十分な情報を得ながら、自分なりの考え方や信仰を持つこと。

4. 参加すること（参画）

- 自分に関するさまざまな情報を得られること。
- 自分に関することについて感じたことや意見を大切に受け止められること。
- 家庭・学校・地域で生活する中で必要なことを、みんなで話し合っ決めて決めること。
- 遊びや地域のイベントなど、子どもも大人もみんなでアイデアを出し合い、一緒に創りだせること。
- 他の人を傷つける目的や内容でなければ、考えや感じたことを自由に表現できること。
- 自分たちが参加して決めたルールに従って、仲間を集めて会をつくったり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 社会の一員として、子どもの立場で意見を言えること。

第4章 大人へのメッセージ

第4章では、「子どもが大切にされる千葉県をつくるための施策」を考えるにあたって、大人はどのように考え、どのような責任と役割を担っているのか、「子どもが大切にされる千葉県」を実現するために大人にできることは何か、ということについての基本的な考え方を示します。

社会は大人がつくり、子どもは大人に従って生きている弱だけの存在ではありません。子どもは次世代として大人とともにより豊かな社会を築き上げるパートナーでもあります。千葉県ではこのことを『子ども市民』と呼んでいます。子どもが『子ども市民』として生きていくことができるように、大人は子どもの最善の利益を図る必要があります。

1. 子どもの自己肯定感を育む

調査によれば、自己肯定感を十分に持つことのできない子どもが千葉県には存在します。その原因は、大人からの暴力、言いたいことを我慢させられている、いじめに遭ったときに相談できない、ということがあげられています。大人は、こうした子どもが向き合っている困難に、子どもとともに立ち向かい解決できるように考えなくてはなりません。そのためには、暴力をなくし、子どもの声に耳を傾け、子どもの意見を採り入れる大人の姿勢が大切です。そして、大人は子ども自身が大切にされているという実感が持てるよう努めなくてはなりません。

2. 子どもはかけがえのない存在であることを自覚させる

子どもが、自分自身がかけがえのない存在であるということを意識できるために、大人は人間が生まれながらに持っている固有の権利（子どもたちへ伝えたいことで述べられた4つがその基本です。）について知らせることが必要です。そのためには、大人自身が子どもたちをかけがえのない存在であると心から思えるような社会を形成することが望まれます。

3. 子どもたちの保護・養育

大人は子どもを十分に保護・養育し、子どもがさまざまなちからをつけていくことができるように努めなければなりません。

4. お互いが話し合う場を

大人には大人の意見があるように、子どもには子どもの意見があります。どちらか片方の意見だけで決めるのではなく、お互いの意見を尊重し、十分に話し合う場が設けられなければなりません。

遊びや地域のイベント、学校や家庭での取り組みについて、子どもとともにアイデアを出しあい創り上げていくことが大切です。

5. 大人も学ぶことができる

「子どもを育てることで、自分も成長できている」という実感を持てるのは、子どもと向き合い、周りに助けられたり助けたりする中で、大人も人間的に成長するからです。子どもを育てるということは、大人自身も育つことです。千葉県は、こうした大人が成長し、学ぶことができる社会でありたいと考えます。

6. 困難に直面したときには助けを求めることができる

困難を抱えたまま誰にも相談できないまましていると、家族は孤立しがちになり、子どもにも悪影響を及ぼします。極端な場合には、「虐待」に至ることもあります。大人であっても、個人や家族だけでは解決できない困難に直面した場合は、助けを求めることができます。

第5章 「子どものためのオンブズパーソン委員会」の設置

設置の理由

本指針の「子どもたちへ伝えたいこと」の第二項に「いつでも、どこでも、どんな状況でも、あらゆる暴力・虐待・いじめ・偏見・差別などから守られ、必要な支援が受けられること」「つらく困ったことが起きたとき、安心して直接相談できる場所や制度があること」と書かれています。このことを実現するためには具体的な実施機関が必要です。

これまでも子どものための様々な施策が千葉県の「次世代育成支援行動計画」等で示されてきました。しかし、これまでの千葉県においては、この「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針」に示したように、理不尽な理由でつらくかなしい思いをしている子どもたちを、救済し守ることが出来る制度や機関が、十分に整備されているとは言えません。そこで、本指針をふまえた上で、実際に行動する機関として、「子どものためのオンブズパーソン委員会」を設置したいと考えます。

1. 「子どもためのオンブズパーソン委員会」の役割

子どもたちは、悩みごとがあったり、困ったことがあった場合、友だちや親や兄弟や先生など様々な人に相談をしたりしています。それでも問題の解決が出来ない場合や相談をする人がいない場合、この委員会に相談をすることが出来ます。悩みや困っていることを聞いてもらいたいという場合、この委員会以外にも相談が出来るところはたくさんあります。この委員会は、特に他の人やある組織から納得のいかないことで傷ついたり苦しんだりして、被害を受けていることを解決するために「助け」が必要なときに使えるところです。

2. 「子どものためのオンブズパーソン委員会」の職務

「子どものためのオンブズパーソン委員会」は、本指針の主旨に基づいて、子どもの人権を擁護し、相談者及び救済の申し立て者の不利益にならないように、公正かつ適切にその職務を遂行します。その職務は次のような段階で実施されます。

- (1) 相談の訴えを誠実に聴きます。
- (2) 聴いた上で、より相談の趣旨を理解するために、相談者が応えられる範囲で、かつ応えても良い場合質問をします。そのことによって相談の内容について整理をします。
- (3) 起きている問題について事実を正確に把握するために、相談者の同意を得て調査をします。調査をするために、他の機関に協力を求めることが出来ます。
- (4) 何故、この問題が起きているのか、その原因についての理解を整理して、解決のための方針を定めます。
- (5) この問題に関係する人や機関と、相談の趣旨について、事実の確認及び、意見を聴いたりします。
- (6) 相談者の訴えとその問題に関係する人や機関の意見との調整を行います。本指針を基にして調整を行い、合意を図ります。

- (7) 問題の解決に消極的な場合は委員会として「勧告」する場合があります。
- (8) 支援を受けるために他の機関を紹介したほうが良い場合は、他の機関を紹介します。
- (9) 問題の解決を図る上で施策や制度の整備が必要とされる場合は、施策や制度の整備について提案をする事が出来ます。
- (10) 「子どものためのオンブズパーソン委員会」は、活動の透明性を保障するため活動報告を定期的に行います。

3. 「子どものためのオンブズパーソン委員会」の設置について

「子どものためのオンブズパーソン委員会」は、県が責任を持って県庁内に設置します。委員の選考は特定の人物や組織の利益を代表しないように公募とします。

4. 「子どものためのオンブズパーソン委員会設置特別委員会」について

「子どものためのオンブズパーソン委員会」の詳細については、広く公募した委員を含め県庁内に設置した「子どものためのオンブズパーソン委員会設置特別委員会」の意見を参考に、県がこれを定めます。

5. 評価委員会の設置について

「子どものためのオンブズパーソン委員会」が適正に運営されているかどうかについて評価する機関を、県庁内に設置します。委員は、「子どものためのオンブズパーソン委員会設置特別委員会」の委員がこれを兼ねます。

第6章 広報

ここに掲げた指針は、広く県民に理解された上で、具体的に実行されることが必要です。そのために、以下のような広報活動を実施します。

- 1. 公立・私立を問わず子どもに関連する施設には、だれでもこの指針が読めるように常備しておくこと。
- 2. 県内の幼稚園・小・中・高等学校（特別支援学校等を含む）に在籍する児童・生徒及びその保護者には、年度当初に本指針を配布し、子どもたちが手にとって読める環境を整えること。
- 3. 子どもに関する諸問題が生じた場合に、この指針があることを子ども及び関係する大人が熟知できるようにすること。
- 4. 必要があれば、公共行政機関で本指針を受け取ることが出来るようになっていること。
- 5. 県庁のHPに掲載して、常にダウンロードできるように整備されていること。
- 6. 本指針に関する説明会や意見交換会が実施されること。
- 7. 本指針に基づき設置された委員会等の情報に対して、いつでも接することができる環境を整備すること。